

障害者自立支援法円滑施行特別対策

障害者自立支援法の着実な定着を図るため、平成20年度までの特別対策として、以下の3つの柱からなるもう一段の改善策を講じる。

【改善策の規模】 1, 200億円（国費）

○ 平成19年度、20年度当初予算対応額 240億円

① 利用者負担の更なる軽減

○ 平成18年度補正予算（案）計上額 960億円

② 事業者に対する激変緩和措置 (300億円)

③ 新法への移行等のための緊急的な経過措置 (660億円)

※ ②、③を実施するため、都道府県に基金を造成

【改善策の内容】

① 利用者負担の更なる軽減

→ 負担感の大きい通所・在宅、障害児世帯を中心とした対策を実施

- ・ 通所・在宅 1割負担の上限額の引下げ（1／2→1／4）
軽減対象の拡大（収入ベースで概ね600万円まで）

※ 障害児については通所・在宅のみならず入所にも対象拡大を実施

- ・ 入所 工賃控除の徹底（年間28.8万円まで全額控除）

② 事業者に対する激変緩和措置

→ 日割り化に伴い減収している通所事業者を中心とした対策を実施

- ・ 旧体系 従前額保障の引上げ（80%→90%）

※ 旧体系から新体系へ移行する場合についても90%保障の創設

- ・ 通所事業者 送迎サービスに対する助成

③ 新法への移行等のための緊急的な経過措置

→ 直ちには移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な支援

- ・ 小規模作業所等に対する助成
- ・ 移行への改修等経費、グループホーム借上げのための初動経費の助成
- ・ 制度改正に伴うかかり増し経費への対応、広報・普及啓発 等